

おくすり出前講座実施要領（案）

一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会

1. 目的

鈴鹿亀山地域の住民の方を対象に、お薬への理解と正しい使い方を普及啓発するために「おくすり出前講座（以下、「講座」）」を開催する。

2. 講師

講師は、鈴鹿亀山薬剤師会（以下、「本会」）会員の薬剤師とする。

3. 講師の派遣

講師の派遣は、以下のとおりとする

(1) 鈴鹿市、亀山市または他団体等（以下、「市等」）から本会への依頼により市等が指定する場所に講師を派遣する。

(2) 本会が企画する講座に講師を派遣する。

4. 日程調整

開催日時及び地区と講師の都合及び勤務薬局の所在地等を踏まえて本会がマッチングする。（日曜、祝日、平日午後等可能な時間帯を想定）

5. 実施回数

年間 20 回程度

6. 実施時間

60 分程度とする。

7. 講座資料

(1) 講座で使用する資料は本会が作成したものを使用することとし、自己紹介以外に自薬局の宣伝等を行わないこととする。

(2) O A 機器の貸し出し、配布資料の印刷等は本会事務局が担当する。なお、貸し出し及び資料受け渡し場所は、原則として本会事務局とする。

8. 講師謝礼

(1) 市等からの依頼に基づき実施する場合は、市等が定める謝金^{注1)}とする。

(2) 本会主催又は市等からの謝金がない場合は、本会が税別で 3,000 円／回を支払う。

注 1) 市等の謝金の受取額は、講師謝礼額から源泉徴収税額が引かれた金額となります。

9. 参加者負担

原則として、無料とする。

10. その他事項

この要領に定めのない事項は、会長が定める。

附則：この要領は、令和 4 年 3 月 3 日から適用する。

おくすり出前講座講師選定のための指針（案）

一般社団法人鈴鹿亀山薬剤師会

1. 目的

本会が実施する講座の講師を選定する手順を定める。

2. 講師の選定等

会長は、業務執行理事と協議の上、以下により講師を選定する。

(1) 会員から講座の講師希望者を募る。

(2) 市等からの依頼のあった、又は本会の企画する講座の演題、日程等が決まった段階で、原則として、ファクシミリで講師希望者に周知し、講師を募集する。

(3) 応募のあった講師から、地域性、専門性等を踏まえて講師を選定する。

3. その他事項

この指針に定めのない事項は、会長が定める。

附則：この指針は、令和4年3月3日から適用する。